

令和7年度（令和8年4月1日付採用）
松本市社会福祉協議会職員
地区生活支援員（第2層生活支援コーディネーター）採用試験実施要領

この試験は、松本市社会福祉協議会の地区生活支援員を採用するために行うものです。

《申込方法》

- ・受験申込に必要なもの
 - (1) 受験申込書（松本市社会福祉協議会所定様式）
 - (2) 運転免許証の写し
- ・上記必要書類を用意し、松本市社会福祉協議会地域福祉課に必ず本人が持参してください。申込時に業務内容、採用後の待遇、試験について説明します。
- ・受付期間：令和8年2月9日（月）～2月27日（金）土・日・祝除く
- ・受付時間：9時00分～16時00分（正午～午後1時の間を除く）

1 業務内容

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるために、ゴミ出し・草取り・雪かき等の生活していく上での困りごとを既存の住民同士の支え合い活動等につなげたり、孤立している方や見守りが必要な方には、福祉ひろば・町会サロン・介護予防教室などの居場所につなげるほか、地区で不足するインフォーマルサービス等について、住民の皆さんや関係職員と一緒に支え合う仕組みづくりを考え、コーディネートすることが主な業務で、一般事務職ではありません。

2 採用職種、採用予定人員、勤務予定地

採用職種	採用予定人員	勤務予定地
地区生活支援員	2名	市内地区地域づくりセンター

3 採用予定日

令和8年4月1日

4 受験資格

- (1) 普通自動車運転免許を有する者
- (2) 地域での福祉活動、ボランティア活動の実践経験がある、またはそれら活動に興味、意欲のある者
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 試験方法

論文試験	試験内容	800字以内の論文を事前に提出する。 【提出締切】令和8年3月6日（金）必着 【提出先】 〒390-0833 松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター 松本市社会福祉協議会 地域福祉課
	論文テーマ	申込み時にお知らせします
面接試験	試験内容	20分程度の面接 【試験日時】令和8年3月13日（金） 13時30分～ 【会場】 松本市総合社会福祉センター 4階 小会議室 ※ 試験当日に新型コロナウイルス、インフルエンザ の感染が疑われる方は受験をご遠慮ください。

6 合格発表

合否の結果を面接試験後一週間以内に通知します。

7 給与

松本市社会福祉協議会職員給与規程により支給します。
(採用時までに改定等があった場合はそれによります。)

8 勤務日

月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日、年末年始は休み）
勤務時間 8：30～17：15
以上を基本としますが、夜間の会議、休日の行事等による出勤があります。

9 採用試験に関するお問い合わせ

〒390-0833 松本市双葉4番16号 松本市総合社会福祉センター
社会福祉法人松本市社会福祉協議会 地域福祉課 電話 0263-27-2232
E-mail 松本市社協地域福祉課 (seikatsu-shien@syakyo-matsumoto.or.jp)
ホームページ <http://www.syakyo-matsumoto.or.jp>